

柏崎市訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）重要事項説明書

令和7年4月1日現在

様 に対する柏崎市訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	柏崎市社会福祉協議会 訪問介護事業所		
所在地	新潟県柏崎市扇町3番37号		
電話番号	0257-41-4827		
指定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	指定番号	1570500205
サービスの種類	柏崎市訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）		
営業日	月曜日から金曜日 ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除きます		
営業時間	午前8時30分～午後5時30分		
通常の事業の実施地域	柏崎市		

<出張所>

所在地	新潟県柏崎市高柳町岡野町 1801 番地 柏崎市高齢者生活支援施設結の里内
電話番号	0257-31-9311（代表）

2. 業務従事者

職種	員数	業務内容
管理者	1名	事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者	1名以上	事業所に対する柏崎市訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導、訪問型サービスA計画の作成等を行う。
介護職員	常勤換算で 1名以上	作成された訪問型サービスA計画に従い、訪問介護・柏崎市訪問型サービスAの提供に当たる。

3. 提供するサービスの内容

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯、掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

生活援助 家事が行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。

（例）掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、被服の補修、一般的な調理、買い物、薬の受け取りなど

4. 業務取扱い方針

あなたの心身の状態やご家庭の環境と、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業者の作成する「介護予防サービス・支援計画」と、私たちの作成する「訪問型サービスA計画」を踏まえ、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問型サービスAを提供します。

5. 利用料

(1) 利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合にお支払いただく利用者負担金は、柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定める金額の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、利用料の全額をご負担いただきます。

訪問型サービスA

【基本部分】

	サービス内容	利用料
訪問型サービス 22 (生活援助中心である場合)	20分以上45分未満 *月15回まで	1,790 円 (1回につき)
訪問型サービス 23 (生活援助中心である場合)	45分以上 *月12回まで	2,200 円 (1回につき)
訪問型サービス 13	20分以上45分未満 1週に2回を超える程度 *1月16回以上	28,570 円 (1月につき)
訪問型サービス 13	45分以上 1週に2回を超える程度 *1月13回以上	28,570 円 (1月につき)

(注1)訪問型サービスAの費用については、基本的に1回当たりの金額により算定しますが、20分以上45分未満での訪問では1月16回を超えた場合、45分以上での訪問では1月13回を超えた場合は、1月当たりの金額で28,570円となります。

(注2)上記の基本利用料は、柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なおその場合には、新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注3)本文にも記載のとおり、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

【加算】

加 算 の 種 類	加 算 の 要 件	加 算 額
初 回 加 算	新規に訪問型サービスA計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回の属する月に、自ら訪問型サービスAを行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問型サービスAを行う際に同行訪問した場合	2,000 円 (1月につき)
介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 (Ⅳ)	介護職員の処遇を改善することを目的に、加算額全てを介護職員の賃金改善に充当する場合	利用料の 14.5%の額
□ 中 山 間 地 域 等 居 住 者 へ の サービス 提 供 加 算	通常の事業の実施地域を越えて中山間地域等に居住する者に対するサービス提供に対して加算	利用料の 5%の額 (1月につき)

(2) その他の費用

キャンセル料金	□実費（1回につき 300 円）をご負担いただきます。 キャンセル料金の取扱いについては、以下の対象となります。 ① サービス利用の当日にキャンセルした場合 ② サービス利用の前日午後 3 時まで中止の連絡がない場合 <u>連絡先（電話番号）：訪問介護事業所（0257-41-4827）</u>
---------	--

6. 緊急時等における対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医及び家族への連絡を行う等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、地域包括支援センター（又は介護支援専門員）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待の防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 （管理者・佐藤 美幸 ）

- ⑤虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

9. 身体的拘束適正化

①利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、緊急的に身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急理由を記載するものとします。

10. 苦情相談窓口

① 事業所における苦情及び相談は、次の窓口で受け付けます。

窓 口 設 置 場 所	柏崎市扇町3番37号
受 付 窓 口	柏崎市社会福祉協議会 訪問介護事業所
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時15分（月曜日から金曜日）
電 話 番 号	0257-41-4827

②当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦 情 受 付 機 関	電 話 番 号
柏崎市役所 介護高齢課	0257-23-5111
新潟県国民健康保険団体連合会 介護保険課	025-285-3022

11. 第三者評価

第三者評価は、実施していません。

12. サービスの利用に当たっての留意事項

サービスの利用に当たって注意していただきたいことは次のとおりです。

①あなたが訪問介護員の交替を希望する場合は、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所までご連絡ください。

② 訪問介護員は次に該当する行為は行いません。

- ・医療行為及び医療補助行為
- ・年金などの金銭の取り扱い
- ・ご契約者若しくはその家族等からの物品等の授受
- ・ご契約者以外の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ・その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為